議事要旨(2)　工事契約専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長（専門委員長）及び豊田主任研究員より、工事契約に関する会計基準（案）及び同適用指針（案）の修正案について、四半期決算における取扱いや工事契約の変更の取扱い、適用時期等などを中心に説明がなされた。説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明が次のようにあった。

（四半期決算における取扱い）

・　四半期会計期間末における工事原価総額が、前年度末又は直前の四半期会計期間末に見積った工事原価総額から著しく変動していないと考えられる場合に、簡便的な取扱いを設けたことについて、簡便的な取扱いは実務的な要請によるものであり、この内容でよいという意見や、このような定性的な定めを設ける必要性について疑問があるという意見、また、簡便的な取扱いを認める場合、追加的な条件を加えた上で認めるべきではいかという意見などがあった。これに対し、簡便的な取扱いは公開草案に対するコメントに対応して設けられたものであり、四半期会計基準等と同様に定性的な表現を用いている旨の説明が行われた。

（適用時期等）

・　修正案で早期適用の定めが追加された理由について質問があり、事務局から実務的な要請があるとする専門委員会での指摘を踏まえて追加されたものである旨の説明が行われた。
・　適用初年度の期首に存在する工事契約のすべてについて、一律に本会計基準を適用した場合、過年度の損益に対応する部分は特別損益に計上されるが、既存の契約において損失が見込まれる契約がある場合には、必ずしも過年度の損益とは言えないのではないかとの意見があった。この意見を踏まえて、引き続き文案を検討することとした。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。